

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除排雪等に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除排雪及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。

また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金を弾力的に運用すること。

- (2) 豪雪地帯の都市自治体を実施する高齢者等要援護者世帯の除排雪経費や屋根融雪システムの燃料代等に係る助成事業に対して、財政措置を講じること。

2. 平成 25 年度の大雪による被災農業者向け経営体育成事業について、今年度中の再建・修繕の完了が困難な農業者のため、複数年度に渡って継続すること。